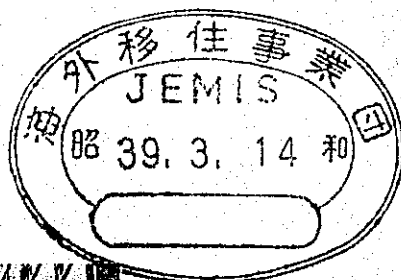


# 技術移住(求職)案内

(1964. 3)



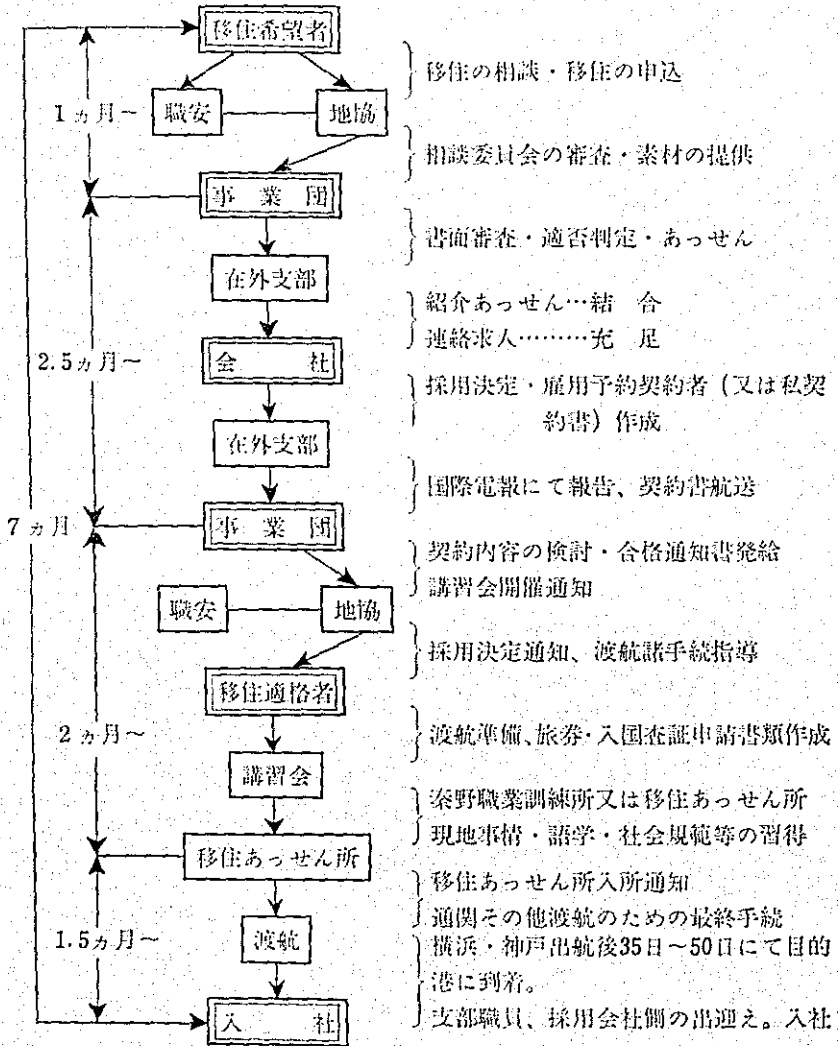
事業団サンパウロ支部(ジャミツク)と  
セナドール・フエイジヨ街

海外移住事業団



## 申込みから移住まで

あなたは次のような手順を経て移住することになります。  
よく注意し地方（各都道府県）海外協会と連絡をとるように心掛けて下さい。



※ 地 協……地方（各都道府県）海外協会  
事業団……海外移住事業団



## 目 次

	頁
申込みから移住まで.....	表紙裏
1 技術移住について.....	1
2 移住あつせん機関.....	1
3 職 種.....	1
4 申込みの資格.....	2
5 申込みの手続.....	3
6 申込みの有効期間.....	3
7 審査の内容.....	3
8 審査の結果.....	4
9 あ つ せ ん.....	4
10 採用の決定.....	4
11 合格通知書の発給.....	4
12 渡航前の講習会.....	5
13 移住あつせん所入所通知.....	5
14 渡 航.....	5
15 受 入.....	5
「附」1 現地事情.....	6
a 待遇その他の労働条件.....	6
b 試 用 期 間.....	6
c 言 葉.....	7
d 生活費・物価.....	8
e 労働環境・社会保障.....	9
f 援助と指導.....	9
g 技術移住者の就労状況.....	10
h 就労会社一覧表.....	12
i 就労会社所在地地図.....	13
2 移住あつせん機関の手続.....	14

国際協力事業団

受入  
月日 '84. 7. 27

703

23.4

登録No. 02809

EM

## 1. 技術移住について

日本人の南米ことにブラジルへの移住は今から50数年前に開始され在留日本人（日系人）は50万人に達しています。しかし、これまでの移住は農業移住者に限られ工業技術者、技能者の移住はほとんどありませんでした。

昭和34年ブラジル豊和工業(株)へ日本の優秀な熟練工35名が移住して初めて技術移住の道が開かれました。さらにブラジル石川島造船所(株)、等日系企業の進出により多数の技術者が移住しましたが、昭和36年9月には、トレード計量器(株)、オリベッチ・タイプライター(株)、コラル塗料(株)、アトラス・エレベーター(株)の外国系(日系以外の会社)の会社へ9名の技術者が移住したのを始めとして現在までに100余名が事業団のあつせんにより渡航しました。

事業団ではこれら技術移住者の成果に基づいて、さらに多くの希望する技術者、技能者の移住を実現するために求人連絡方式（雇用主より具体的な求人があった場合にあつせんする方法）に求職連絡方式（一定の資格を有する技術者・技能者の経歴と希望を現地へ連絡し、受入会社を積極的に開拓して結合させる方法）を加えて常時あつせんすること、しました。

南米発展の希望に燃える優秀な技術者、技能者がその技能をブラジルで発揮することは海外への経済協力、技術進出が叫ばれている折から各方面より多大の期待が寄せられています。

## 2. 移住あつせん機関

海外移住事業団（理事長長岡謙二）が国の内外を通じ一貫して移住者の援助及び指導その他の業務を行ないます。

海外移住事業団は、昭和38年7月5日に成立をみた海外移住事業団法により同年7月15日に設立され発足したものでありますが、発足によつて日本海外移住振興株式会社及び財団法人日本海外協会連合会がこれまで行なつてきた海外移住業務のすべてを承継いたしました。

なお、現地における技術移住者の会社への紹介、引渡し、住居、転職などの世話及び現地社会への適応性を容易にするため、社会規範、現地事情、ブラジル語の研修会並びに親睦会を開催するなど海外移住事業団サンパウロ支部（仮名ジャミック）が直接移住者と接しております。

海外移住事業団 東京都港区赤坂田町7の1  
// サンパウロ支部 ブラジル国サンパウロ市セナドール  
フェイジョー街143番 私信函 1699  
Jamic Ltda. Caixa Postal 1699  
Rua Senador Feijó 143  
São paulo, E. de São paulo.

## 3. 職 種

技術移住求職連絡の対象となる職種は、今のところ次の36職種ですがブラジルの受入事情によつて漸次拡大していきます。なお、あつせん成約が容易な職種と時間のかゝる職種があります。

No.	職 種	No.	職 種	No.	職 種
1	普通旋盤工	13	治工員工	25	電気機器組立工
2	ターレット工	14	金型工	26	電気製図工
3	自動旋盤工	15	製缶工	27	テレビ修理工
4	フライス盤工	16	板金工	28	鉄骨組立工
5	研削盤工	17	鍛造工	29	溶接工
6	プレーナ工	18	熱処理工	30	自動車修理工
7	シェーパ工	19	鋳物工	31	メッキ工
8	ボール盤工	20	機械製図工	32	木型工
9	歯切盤工	21	金型製図工	33	化学分析員
10	中グリ盤工	22	検査工	34	電気技術者
11	機械組立工	23	モーター修理工	35	機械技術者
12	仕上工	24	変圧器組立工	36	建築技術者

#### 4. 申込みの資格

##### (1) 経験年数

##### イ. 技能工

- (a) 当該職種に関し5年以上の実務の経験を有する者
- (b) 高校において当該職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの
- (c) 専門的技能に関する公共職業訓練又は認定職業訓練であつて訓練期間の基準が3年であるものを修了した者
- (d) 専門的技能に関する公共職業訓練又は認定職業訓練であつて訓練期間の基準が2年であるものを修了した者でその後1年以上の実務の経験を有する者
- (e) 基礎的な技能に関する公共職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準が、それぞれ1年及び1800時間であるものを修了した者で、その後2年以上の実務の経験を有する者

##### ロ. 技術者

- (a) 短期大学において当該職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上の実務経験を有する者
- (b) 大学において当該職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後1年以上の実務の経験を有する者

(2) 年齢

20才以上

(3) 身体強健でブラジル国入国法規の規定する病気および肉体的欠陥のない者

(4) 犯罪その他反社会的行為をしたことのない者

## 5. 申込みの手續

(1) 申込みの受付

常時受付ける。

(2) 申込みの場所

全国もよりの公共職業安定所又は地方(各都道府県)海外協会

(3) 提出書類

イ 技術移住申込書(写真添付)

ロ 戸籍謄本

ハ 健康診断書

## 6. 申込みの有効期間

申込みの有効期間は受付の日の属する月の翌月から数えて4カ月です。この期間に就職のあつせんができなかつた場合はあつせん経緯を連絡し、原則として以後のあつせんを打ち切りま  
す。さらにあつせんの続行を希望する者は申出によりあつせん期間を延長します。

## 7. 審査の内容

海外移住事業においては地方(各都道府県)海外協会に業務を委託して、受入先の条件と受入先  
国の入国条件にもとづき移住希望者の技能・人物・健康及びその他の状況を審査します。

イ 審査科目

技能審査、人物審査、性格検査

ロ 実施方法

(1) 技能審査

技能審査は、経歴とくに経験した仕事の内容を重視して行ないますが、さらに次のa又  
はbの方法によつて技能の測定を行ないます。

a. 技能測定口頭試問による測定

次の職種に該当する技能者は口頭試問によつて技能測定を行ないます。

1. 電弧溶接工

7. ガス溶接工

2. 製缶工

8. ガス切斷工

3. 普通旋盤工

9. 自動車整備工

4. 金属手仕上工

10. フライス盤工

5. 鉄鋳物工

11. 研削盤工

6. 板金工

12. ターレット工

b. 専門技術者の技能面接による測定

a に掲げた職種以外の職種に該当する技能者及びその他必要と認められる者については、専門技術者の面接によつて技能の測定を行いません。

● 技能測定免除者

次の試験検定の合格者は、技能測定を免除します。

1. 電気事業主任技術者
2. テレビ受信機修理技術者
3. 無線従事者国家試験
4. 自動車整備士
5. 建築士
6. 各種溶接士
7. 1級又は2級技能士

(ロ) 人物審査

簡単な面接

(ハ) 性格検査

## 8. 審査の結果

地方（各都道府県）海外協会では技術移住希望者の相談に応じ情報を提供して必要な助言を行なうとともに移住の条件を具備しているものについては書類を整備して海外移住事業団へ提出します。

移住の条件が具備していないものについては予備登録し、適切な助言と指導を行なっています。

## 9. あつせん

海外移住事業団では、地方（各都道府県）海外協会より提出してきた書類を総合的に審査しあつせんの適否を判定します。

移住適格者については希望条件、技能経歴、等を尊重しそれぞれの会社に紹介します。

## 10. 採用の決定

海外移住事業団サンパウル支部は、あつせんが成立すると引受会社に雇用予約契約書（又は私契約書）を作成させ、国際電報にて本部へ報告するとともに契約書を航送してきますので、地方（各都道府県）海外協会を通じて本人に連絡します。

## 11. 合格通知書の発給

合格通知書の発給は、契約書の到着をまつて、契約内容を検討し、その後発給いたします。受領後は地方（各都道府県）海外協会の指導をうけて、旅券発給申請と入国許可及び査証取得申請書類を作成することになります。



## 12. 渡航前の講習

合格通知書の発給後渡航前の技術移住者講習会を行ないます。講習会は語学を主として、渡航に必要な手続、携行荷物、現地での生活事情、工業事情、労働事情、経済事情、歴史、移住者の心構え、エチケット、数学、製図、材料、工作法、機械大要、電気一般などであります。

講習期間は1週間の予定であります。講習会に参加する前に旅券発給申請を行ない入国許可及び査証取得申請書類を地方（各都道府県）海外協会に提出しておくことが肝要です。同時に雇用主（勤めていた会社）から離職票の交付を受けて公共職業安定所に失業保険の受給手続きをしておくことも大切です。また炭鉱離職者の場合には、海外移住資金の支給が受けられずから公共職業安定所や雇用促進事業団でなるべく早く手続をすることも必要です。

講習会に参加するための往復の旅費（2等）期間中の副食費その他は海外移住事業団で負担します。なお講習会の結果移住者として不適当と認められた者は合格を取り消される場合があります。

## 13. 移住あつせん所入所通知

海外移住事業団では入国許可（査証下附の内諾）を取りつけた後、地方（各都道府県）海外協会を通じて本人に通知します。

## 14. 渡 航

海外移住事業団では移住者を目的地まで安全に引率する目的をもって、輸送引率員を乗船させております。又航海の期間中は船側の協力を得て、出発前に行なつた講習の補充、新知識吸収のための講習会その他運動、演芸、映画会等実施されます。

## 15. 受 入

海外移住事業団（サンパウロ支部）では、乗船者名簿により引受会社側と協力し、予かじめ仮住居を選定しておき、受入れのため会社側関係者を伴ないサントス港に出迎えます。

## 「附」1 現 地 事 情

### a. 待遇その他の労働条件

(1) ブラジル国労働法規に従って雇用されます。

(2) 労働契約期間

ブラジルは日本の会社でも最近に検討されている職務給制度を採用していません。したがって能力のあるものは会社から優遇され、給与も勤続年数に関係なくどんどん昇給していきます。

契約期間は労働法で4年以内になっています。

(3) 労働時間

イ、労働は1週48時間で、日曜、祭日は有給休暇ですが、土曜も休暇にする会社が多くなっています。

ロ、1日の労働時間は8時間で1日2時間以上の超過勤務は許されないことになっていますが、1週48時間の労働時間を5日間で消化するため1日の労働時間は普通10時間位となります。超過勤務手当は20%増程度です。

(4) 給 与

最低賃金法

ブラジルでは最低賃金法が制定されており技術移住者もこの適用を受けます。インフレの関係で最近は何ぼんに改正され、現在の最低賃金は昭和37年12月3日に改正され38年1月1日より実施のものでサンパウロ市は月21,000クルゼイロスです。この賃金は各地域の生活事情によつて多少異なります。

イ、給 料

給料は、大抵技能工の場合の初任給が時間給で200クルゼイロス（1ヶ月48コントス）技術者で月給60コントス以上です。試用期間が終了すると能力により昇給します。

なお、1,000クルゼイロスを1コントといっています。

ロ、退職金（賠償金）

賠償金については労働法に規定されていますが、10年以内の勤続の場合勤務期間1カ年につき給与の1カ月分です。10年以上になりますと倍額になります。

ハ、家族手当その他

ブラジルには、日本の家族手当、勤務地手当などに相当するものはありませんが、会社により基本給の他に能率手当などを支給しているところもあります。

ニ、年末賞与

法令第1881号にもとづき13カ月目の給料として毎年12月中に支給されます。

### b 試 用 期 間

一般に入社後3カ月の試用期間があつて、この期間の勤務成績により本採用、不採用が決定されることとなります。

勤務成績の評定は、技能と人物の双方から行なわれ、技術程度の評価は勤務中の仕事振りの他に筆記試験や実技試験によりますから、十分に勉強をして実力を養っておくことが必要です。

人物については、今までの例でも技術以上に物を言つたことがあります。何よりもブラジル人と積極的に交り好感を持たれることが肝要です。このためにはブラジル語の修得が必要なことはいうまでもありません。

### c. 言 葉

ブラジルはポルトガルの植民地であつたためにポルトガル語が国語になつています。ポルトガル語が十分にできることを要求する会社はほとんどありませんが移住者である以上当然でることが望ましく会社側が条件としていなくても、技術用語だけは、できるだけ早い時期に習得するよう心掛けることが必要です。

### d. 生活費, 物価

ブラジルはここ数年来物価が急騰し続けていますが、農産物を中心とする生活必需物資については、それほど極端な上り方をしていません。この傾向は今後も継続されるでしょう。

サンパウロ市には、現在80万世帯人口450万人が住んでいますが、勤労階級全般を平均しますと、65,340クルゼイロスの所得となつています。

主な耐久消費材の所有率は次のとおりです。

(1) ガスコンロ	97.9%	(4) テレ ビ	20%
(2) ラジ オ	100%	(5) 電話掃除機	43.7%
(3) 電気冷蔵庫	45.6%	(6) ミ シ ン	68.6%

# サンパウロの物価

出所 { 1963年6月の統計白書  
1963年12月12日付サンパウロ新聞

品名	単位	価格	品名	単位	価格
米(カテテ)1級	1 kg	148.08	コーヒー粉	1 kg	93.96
小麦粉	"	131.16	牛肉	"	352.80
マカロニ	"	174.96	干牛肉	"	466.84
トウモロコシ	"	31.42	塩漬豚油身	"	363.51
トウモロコシ粉	"	54.11	鶏卵	1 打	255.10
マンジョカ粉	"	73.15	チーズ	1 kg	610.06
フェジヨンブレッド	"	114.30	玉ネギ	"	466.84
フランスパン	"	148.22	馬鈴薯	"	89.83
牛乳	1 立	62.91	トマト	"	195.67
粉ミルク	451g 1 缶	361.72	バナナ	1 打	47.84
コンデンサーミルク	400g 1 缶	131.47	Y シヤツ (トリコット)	1 着	1,701.96
バター(塩入)	1 kg	591.08	Y シヤツ (カンブライア)	"	1,771.85
ココ油脂	" 1 缶	351.25	服地(トロピカル)	1着分	18,901.93
豚油	1 kg	348.90	" (カシミヤ)	"	19,950.66
オリーブ油	" 1 缶	912.01	" (麻)	"	14,947.77
落花生油	"	266.13	敷布(1人用)	1 枚	1,454.85
棉油	"	252.49	靴(色モノ)	1 足	2,514.37
酢	1 立	82.11	ゴム底靴	"	3,609.96
精製塩	1 kg	63.23	ナラシ木棉	1 米	183.74
白砂糖	"	106.15	柄入木棉	"	179.19
ザラメ	"	84.22			

米貨1ドル=800クルセイロス(6月14日平衡相場)

## e. 労働環境 社会保障

最近建設された外国系の大工場はほとんどが市外地で自然環境もよく、厚生施設など完備した近代工場が少なくないのですが、その反面市内の中小工場はそこまで行きとどいていないものが多く労働環境は企業によって非常に差があります。したがって技術移住者も一般の住宅などを借りています。

社会保障制度は健康保険、労災保険、養老年金などが一本になってIAP I（工業従業員恩給基金）で扱われております。加入は強制的で負担金は労使それぞれ給与の8%で6%の納入となつています。

IAP Iでは、それぞれの地域に支所、出張所をもち病院などを経営していますが、実際に健康保険を利用することは病院の数が少ないことや、労働者層のみが利用するもので「金を持っているものは町の医者にかかるべきだ」という考えが一般にあつて、労災保険制度や養老年金制度などに比較すると今のところ十分とはいえないようです。

## f. 援助と指導

海外移住事業団では、移住者の主体性を損わないように留意しつつ更に次にのべるような援助と指導を行なつております。

### I 渡航援助

- イ. 渡航費の貸付……日本の乗船港（横浜・神戸）より上陸港（サントス）までの船賃全額を10年据置（据置期間中無利子）その後10年間元利均等年賦償還として、年利3分6毛の条件にて貸付けます。
- ロ. 支度費の補助……移住者が移住あつせん所に入所した際に支度費として、満12歳以上の者1名に付き7,000円、満3歳以上の者1名に付き3,500円、満3歳未満の者1,750円を交付します。
- ハ. 集結旅費の補助……渡航のため現住所から指定の移住あつせん所に入所する旅費として通常経路による旅費（鉄道賃、船賃、バス賃）の半額を移住あつせん所に入所した際に交付します。

### II 指導

技術移住者は私企業の営業方針遂行のため、技術により雇用されるものであり、十分にその能力を発揮するために、言語と社会規範を習熟し、現地社会への融合を図る必要があります。

b. の試用期間の問題もあり着伯当初及び入社初期における援助と指導を行なうために、技術移住者研修会を毎週3回サンパウロ市内で開催しております。

なお研修会を制度化し、更に充実したものにすため昭和39年度事業団予算により「技術移住センター」を建設し40年度後半より運営を開始する予定であります。

## 9. 技術移住者の就労状況

昭和36年9月第一陣9名が渡航してから現在までに100数名の技術者、技能者が移住しています。なかには着任早々にして工場長のアシスタントや係長、職長に昇進したものもあり最近では部長に抜擢された技術者もいます。

これらの技術者、技能者の就労状況を調査（昭和38年8月～9月）したところ次のとおりでありました。

### (1) 就業時間

イ. 始業時間 午前7時 ～ 7時30分が90%

ロ. 終業時間 午後5時30分 ～ 6時20分が95%

ハ. 実働時間 1日9時間30分90%

注 週5日制で土曜日が休日となっている場合1日実働時間が9時間30分であるのが大部分となっている。

### II 週5日制で土曜日休日のものは

イ. 全従業員休み 66%

ロ. 一部出勤 23%

ハ. 全従業員出勤 11%

### III 作業の疲労度は

イ. 疲れない 16%

ロ. 普通 77%

ハ. 疲れる 7%

### (2) 賃金関係

#### I. 試用期間中に昇給したか

イ. 昇給した 26%

ロ. 昇給しない 63%

ハ. 無 答 11%

#### II 時間給か月給か（現時点）

イ. 時 間 給 52%

ロ. 月 給 42%

#### III 現在の給与（1時間当り、月給者も時間給に換算する）

イ. Cr \$ 159以下 6%

ロ. " 160～199 32%

ハ. " 200～299 25%

ニ. " 300～399 19%

ホ. " 600～699 9%

ヘ. 無 答 9%

注 時間給の最低は125Cr \$ 1名、最高は1666Cr \$ である。1カ月は240時間を基準として計算するとよい。

(3) 生活関係

I 通勤方法は

イ. 徒 歩	27%
ロ. バ ス	70%
ハ. 自 転 車	3%

II 片道通勤時間は

イ. 15分以内	51%
ロ. 30分以内	35%
ハ. 60分以内	12%
ニ. 90分以内	2%

III 現在の住所は

イ. 独立家屋	40%
ロ. 下 宿	29%
ハ. 社 宅	31%
ニ. アパート	0

IV 家賃

イ. 1カ月	1,800Cr \$ 以下	33%
ロ. " "	6,000 " "	17%
ハ. " "	11,000 " "	19%
ニ. " "	15,000 " "	12%
ホ. " "	25,000 " "	17%
ヘ. " "	26,000 " 以上	2%

V 1カ月の生活費

イ. 1カ月	14,000Cr \$ 以下	16%
ロ. " "	15,000~24,000Cr \$	25%
ハ. " "	25,000~34,000 "	14%
ニ. " "	35,000~44,000 "	14%
ホ. " "	45,000Cr \$ 以上	16%

## h. 就労会社一覧表

昭和36年より現在までにあつせんした技術移住者は主としてサンパウロ市内及び近郊の会社に就労しております。海外移住事業団ではこの他の会社にも積極的な求人開拓を行なつています。なお、ここに掲載されている以外の会社に技術移住者が就労しているのは転職によるものです。

略 記 号	会 社 名	業 種
1	ソフンジエ鋳造	鋳 造
2	アトラス・エレベーター	エレベーター・エスカレータ製造
3	トレード計量器	小型計量器の製造
4	アルパメ電気器具	電気器具・コード
5	オーラ計器	自動車用計器・時計
6	ファルク・ド・ブラジル	製紙、繊維機械等のカップリング変速装置
7	フェラージエン・イ・ラミナソン	錠前製造
8	モイ・ニヨ・サンチスタ紡績	紡 績 紡 織
9	サンパウロ新聞社	日語新聞の印刷発行
10	ゼネラル・エレクトリック	電気機器具
11	ゼネラル・モーター	電動機その他
12	オ ー マ ス	工 作 機 械
13	小西工作所	配 管 関 係
14	加藤精機	金 型 部 品
15	イラ・ラジオ	トランジスターラジオその他
16	バルデラ重工	起重機・製紙機械
17	テクナール	給 油 装 置
18	コダマ機械	洗 染 業 用 機 械
19	宿屋商工	鋳 物
20	池森製作所	製 紙 機 械
21	コラール塗料	塗 料
22	ビーパール	自動車エンジン
23	コントラ消化器	消 火 器
24	ハウトマン建設	鉄骨建築・変速機
25	セルマール	各種制御器
26	コンスタクタ・エレクトロテキニコ	各種抵抗器
27	スーペルフイーネ	ミシン部品自動車商品
28	ブラジル豊和	紡 績 機
29	エルジン・ミシン	ミ シ ン
30	メカニカ・ベサーダ	製紙機械・造船機械
31	オリベツチ	タイプライター・計算機
32	バルメイラス・ミシン	ミ シ ン





## 「附」2

### 秦野職業訓練所工業技術移住科入所案内

#### 1. 目 的

ブラジルその他南米諸国に移住を希望する技能者に、さらに現地技能者として必要な知識・技能を修得させ移住のあつせんをすることを目的とする。

#### 2. 職種、人員

機械工 15名、仕上工 15名

#### 3. 入 所 資 格

- (1) 経歴年数、中学卒業者2年以上、工高卒業者1年以上
- (2) 年 令 20才以上

#### 4. 訓 練 期 間

6カ月

#### 5. 訓練中の生活費

食費1日 150円その他寮費等無料

なお、入所中も失業保険金の支給が受けられる。

#### 6. 入 所

関係機関の選考により適格者は公共職業安定所の入所指示を受けて入所することとなる。入所は4月と10月の年2回である。

#### 7. 詳細は全国最寄りの公共職業安定所又は海外協会にお問合せ下さい。

神奈川県秦野職業訓練所

神奈川県秦野市曾屋清水窪1-210番地

電話(秦野)870番

1. The first step in the process of creating a business plan is to determine the purpose of the plan. This is typically done by identifying the business's goals and objectives, and then determining how the plan will help to achieve these goals. This step is crucial because it sets the foundation for the entire plan and ensures that all subsequent steps are aligned with the business's overall strategy.

2. The second step is to conduct a market analysis. This involves researching the industry, identifying potential competitors, and understanding the needs and preferences of the target market. This information is essential for determining the business's competitive advantage and for developing a marketing strategy that effectively reaches the target audience.

3. The third step is to develop a financial plan. This involves estimating the business's revenue, expenses, and cash flow, and determining the amount of capital required to start and operate the business. This step is critical for assessing the business's financial viability and for securing the necessary funding.

4. The fourth step is to create a marketing and sales strategy. This involves identifying the most effective ways to reach the target market, develop a sales funnel, and create a promotional budget. This strategy is essential for driving sales and achieving the business's revenue goals.

5. The fifth and final step is to write the business plan. This involves putting all of the information gathered in the previous steps into a clear, concise, and professional document. The business plan should be well-organized, easy to read, and free of errors. It should also be updated regularly as the business evolves and market conditions change.